

旭川市地域情報共有プラットフォーム開発委託業務 公募型プロポーザル  
仕様書

本仕様書は、旭川市が受託事業者（以下、「受託者」という。）に対して、旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務を委託するに当たり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務

2 本開発事業の背景

別紙「旭川市の地域活動の状況について」のとおり

3 業務目的

本事業では、町内会をはじめとする地域活動団体が抱える「町内会加入率の低下・活動の担い手の減少」「地域活動の停滞や硬直化」等の課題の解決を目指し、地域活動に関する情報を広く市民に発信し地域への関心向上・活動の多様化の機会を創出するとともに、町内会運営に係る業務の負担軽減による担い手の増加を図るため、近年急速に進化するデジタル・IT 技術を活用しながら、地域内での情報が集まる拠点（プラットフォーム）を構築し、情報共有の充実・効率化を図ることを目的とする。

4 プラットフォームのコンセプト

前述の目的を達成するため、本事業では次の点を重視したプラットフォーム開発を目指す。

(1) 地域住民のニーズを的確に把握し最適なシステムを要件定義

本事業ではデザイン思考を積極的に取り入れ、メインユーザーである地域住民の抱える課題やニーズを調査し確実に把握した上で、解決するためのシステム構築を進めたいと考えている。そのため、本市との対話だけでなく、実際に地域へ足を運び、本市が事前に抽出した町内会役員等に対するヒアリングを重ね、その結果を踏まえて必要な機能を整理し、要件定義を行った上でシステム開発を行うことを想定しており、その具体的な方策（聞き取り方法や実施予定回数等）について提案すること。

また、システム開発の途中で町内会役員等からのフィードバックを得てシステム仕様に反映させるプロセスを設けること。

(2) 町内会等の活性化につながる

プラットフォームがあることによって、町内会等における地域活動が活性化するきっかけとなったり、あるいは新たな活動が生まれやすくなったりするような機能があると望ましい。例えば、プラットフォーム上で色々な地域の町内会活動を気軽に見られるようになれば、それをヒントとして他地域での活動活性化のきっかけとなることが期待できるとともに、掲載された町内会等にとってもモチベーション向上等の効果が期待できる。

(3) キーワードは「楽しさ」「お節介」「健康」「市内外の先進事例」

次のキーワードに関し、効果的な機能や工夫があれば合わせて提案すること。ただし、提案がない場合にも契約後の要件定義の段階で本市と協議しながら機能を検討する。

**【楽しさ】**

ユーザーの獲得、および継続利用を促進するため、子どもから学生、大人まで様々な世代が楽しみながら使用できるコンテンツ等（例：ポイント機能、スタンプラリー機能、クーポン機能等）の工夫を積極的に取り入れること。

**【お節介】**

町内会等では地域のゆるやかなつながりのもと、生活の困り感に対し地域住民の助け合いが行われており、さらなる広がりを図るため、例えばボランティアを必要とする人と地域住民とのマッチングや、地域住民の見守り等に関する機能や工夫等を取り入れること。

**【健康】**

町内会等の構成員には高齢者をはじめ、健康づくりに対する意識や関心の高い利用者層が多く存在すると予想される。そういった利用者層の関心向上を図るため、健康の増進に関する機能（例：歩数計機能）があると望ましい。

**【市内外の町内会活動の先進事例】**

地域活動の活性化を図るため、市内外の町内会等活動における先進事例に関する情報をプラットフォーム上で共有できるような工夫があれば積極的に取り入れること。

(4) プラットフォームにおける財源確保

開発費及び維持管理費を含めトータルコストを抑えるための工夫を行うとともに、プラットフォームの中で収益を確保しランニングコストへの財源に充てるためのスキームについて提案すること。（例えば広告収入を採り入れる場合、広告を表示させる形式やスキームの仕組み及び構成等について提案すること。）なお、利用者アカウントから利用料の徴収はしないこと。

(5) 拡張性の高いシステム

各利用者のニーズの変化に柔軟に対応できるよう、主に次のような拡張性を持った構成であることが望ましい。

ア SNS への対応

本市で運用している次の SNS（令和 4 年 4 月時点）との連携が可能な仕組みであること。

SNS の種類	主な活用事例
Twitter・LINE Facebook	イベント告知や制度に関する情報発信等、市民へ広く周知したい内容の投稿（ほぼ毎日更新）
YouTube	本市の広報番組や市長記者会見の動画放映
Instagram	本市の魅力を発信する写真や動画等の投稿

#### イ 緊急的事案が発生した際の対応

大規模な災害の発生等のように、緊急性の高い事案が発生した場合に、迅速にメンテナンスを実施し利用者の使用端末を更新できるような仕組みであること。

#### ウ 各種行政サービスの電子申請機能を安全、容易に組み込むためのプラットフォーム設計

将来的に各種行政サービスの電子申請の入り口としての役割をプラットフォームが担うことを期待されている。その場合、町内会等における地域活動とはレベルの異なる機微情報を取り扱うこととなるため、プラットフォーム設計にあたっては情報セキュリティ面での対策を十分講じること。

また当該電子申請アプリケーションをプラットフォームに組み込む際、本業務委託と異なる事業者が対応することとなった場合にも安全かつ容易に組み込めるよう、プラットフォーム設計にあたってはプラットフォームと電子申請アプリケーションとの接続仕様を明確に定義しておくこと。

加えて、ユーザーの利便性の維持とユーザー定着化の観点から、視認性・操作性の優れた統一感のあるユーザーインターフェースを各種行政サービスの電子申請で一貫して提供できるよう、ユーザーインターフェース設計のガイドラインを示す必要がある。

#### エ システムのバージョンアップや不具合改修

運用開始後、システムのバージョンアップや不具合改修が必要な際、どのような方法でアップデートを行うのか提案すること。

### (6) デジタルデバインドへの対応

「町内会等の役員」「町内会等の会員」「未加入の住民」の中には、スマートフォン等のデジタルデバイスやインターネット等で提供されるデジタルサービスを苦手とする利用者層が一定程度存在するため、デジタルデバインド（情報格差）が生じないための工夫を講じること。

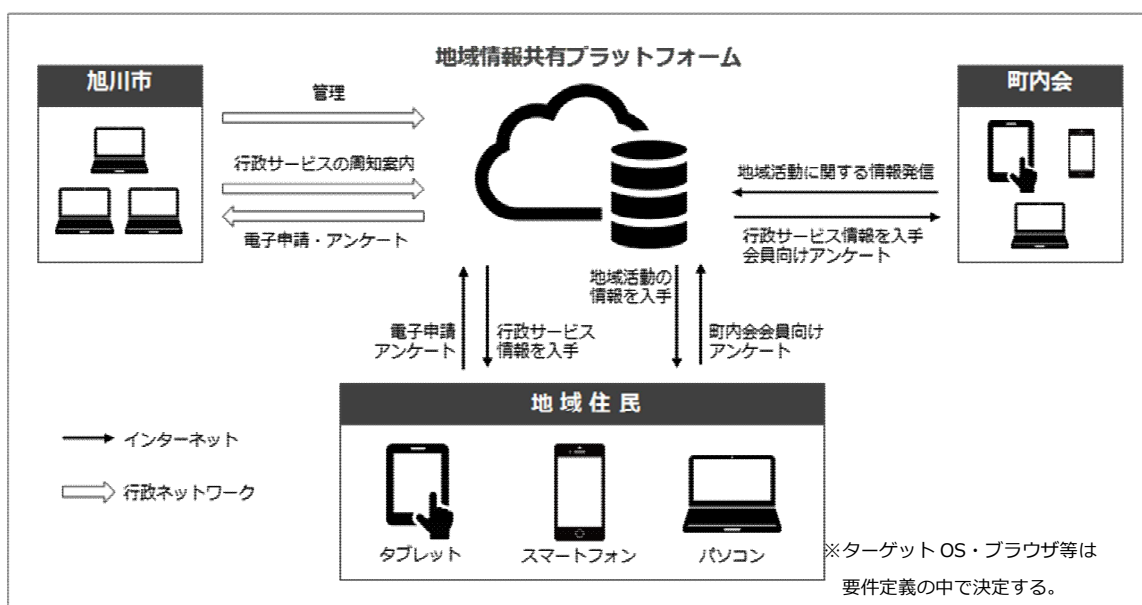


図 プラットフォームの利用イメージ

## 5 プラットフォームに求める機能

プラットフォームへ搭載する機能要件は次のとおりである。なお、機能ごとに【必須／任意】と表示するが、この他にプラットフォームが目指す課題解決につながる機能や工夫が挙げられる場合には、合わせて提案すること。

### (1) 電子回覧板機能【必須】

現在、町内会等における主要な情報共有手段である回覧板は、市や地域の関係団体からのお知らせや町内会等からの連絡に関する情報を伝達するために使用されている。これらについてデジタル化を図り、効率的かつ分かりやすく発信するため、次のような機能を備えること。

電子回覧板における共通機能	
内容	説明
プッシュ通知機能	即時的かつ認知性の高いプッシュ通知を可能とすること。 なお、発信される情報が多岐に亘ることが想定されるため、任意のジャンル（子育て・福祉・文化・手続き等）から受信者が必要な情報を選択できるなど、受信者の希望しない大量の情報がプッシュ通知されないような工夫をすること。
アーカイブ表示機能	過去に発信された記事を好きな時に見返せること
配信予約機能	予め発信する時間、対象、内容を設定できること
データ添付機能	適宜、画像やPDFデータの添付が可能であり、容量の大きなデータを自動で小さくする工夫をすること
既読確認機能	対象アカウントの記事既読状況（既読時刻を含む）を把握できること

#### ア 行政サービス情報等回覧機能

市から地域住民に対し情報発信するための機能。対象者別に次の機能を備えること。

○ 全市一斉配信機能

市から登録された全アカウントに対し一斉に情報発信できる機能。

○ 地域別配信機能

市から特定の地域に属するアカウント<sup>※1</sup>に対し一斉に情報発信できる機能。

※1 アカウントの地域属性の設定

各利用者アカウントが、自身の住所を元に地域属性（地域まちづくり推進協議会の区分を想定）から一つ選択し設定。設定以後、住んでいる地域に関する情報を受信し、関係ない地域の情報は受信されない仕組み。

#### イ 町内会等回覧機能

各町内会等において会員に対し一斉に情報発信できる機能。

詳細は後述の「(3) 地域活動支援機能」において説明する。

(2) 視認性の高いメインメニュー表示【必須／ただしメニュー構成は任意】

住民のニーズが高く、定期的に関連されるような情報についてトップページに一覧で表示し、手軽にアクセスできるような機能を備えること。なお、社会情勢の変化に伴うニーズ転換に柔軟に対応できるよう、メニュー構成は適宜調整可能であることが望ましい。

※住民のニーズの高いメニューの例

内容	説明
市からのお知らせ	一斉配信機能(前述)で配信される市からのお知らせが一覧表示されるイメージ ※子育て・福祉・文化・手続き等のジャンル区分に分けて表示可能にする・検索ボックスを設ける等、見やすい工夫が望まれる。
市のイベントカレンダー	市内のイベントをカレンダー形式で表示 ※利用者のカレンダーアプリとの連携を含む
ごみカレンダー	アカウント毎に設定した地域のごみ収集カレンダーを表示
災害・避難情報	災害情報、避難所開設状況、ハザードマップ 等
夜間救急当番医情報	夜間救急当番医に関する情報を表示

(3) 地域活動支援機能

町内会等の活動における負担軽減等の課題解決につながるような機能を搭載すること。

ア 町内会等閲覧機能（再掲）【必須】

各町内会等において会員に対し一斉に情報発信できる機能。また、行事の出欠確認やアンケート等に用いることのできる入力フォームの挿入を可能とし、管理画面から集計状況が確認できること。

イ 掲示板機能【必須】

町内会の役員間や会員間など、任意のメンバー間での情報交換ができる機能を備えること。また掲示板内に画像やPDF等データを添付できると望ましい。

ウ その他活動支援機能【任意】

可能であれば、町内会等の活動における負担軽減につながるような機能を付加すること。

機能の例	
広報物掲示機能	町内会等で作成する広報物を閲覧できる機能。 広報物の例：会則、総会資料、広報誌 等
役職別配信機能	町内会等の役員のうち特定の役職のアカウント（例：会長・副会長、班長、各部会の役員 等）に限定して情報を発信できる機能を備えること。これらの特定のアカウントには2段階認証などセキュリティを強化すること。

(4) 地域活動共有機能【必須】

プラットフォーム内に例えばフォトギャラリーのような機能を設定し、各地域の町内会等の活動内容を誰もが簡単に見ることができるような環境を構築すること。

活動内容の掲載形式は、テキスト・画像・PDF・動画に対応していることが望ましい。

(5) マッチング機能【必須】

地域内でボランティアによる手助けを求める人とボランティアしたい人とのマッチング機能を搭載することを想定し、マッチングの手法及びセキュリティ対策（なりすまし・詐欺等に対する防止策）等について提案すること。

(6) 行政の業務効率化を図ることができる機能【任意】

可能であれば、前述の各機能の他に行政サービスの効率化につながるような機能を付加すること。

機能の例	
電子申請機能	行政サービスに関する各種申請をプラットフォーム内で行うことができる機能。もしくは他のシステム上に設けられた申請フォームへ手軽に遷移できる機能。 ※4(5)ウにおいて次年度以後の組込みを想定しているが、現段階で実装可能な手法があれば提案すること。
アンケート機能	登録アカウントに対しアンケートを採取できる機能。もしくは他のシステム上に設けられたアンケートフォームへ手軽に遷移できる機能。
SNS 連携機能	市が SNS に掲載した記事についての告知が PF に行われる機能。そこから利用者がその記事を自身の SNS での連携をしやすくする方法があれば、合わせて提案すること。

(7) GPS 位置情報の活用【任意】

今後のコンテンツ追加を考慮し、可能ならば、GPS 位置情報を活用できるシステムを構築すること。例えば GPS 技術を用いて利用者端末の位置を測定し、当該位置情報を添付したフォームの申請が可能となれば、多様な行政サービス・地域活動への活用が期待できる。

## 6 業務概要

(1) 要件定義書の作成

地域住民のニーズを的確に把握した上で実用的なシステムを構築するため、旭川市が事前に抽出した町内会等に対しヒアリングを実施し、町内会等が抱える課題の把握・分析を踏まえた上で、必要であれば PoC など実施しながら、最適な機能要件の定義を行うこと。

(2) システム開発・動作確認

(1)で行った要件定義を基に、システム構築、導入に係る作業を行うこと。また構築したシステムが正常に働くよう動作確認を行うこと。

開発の段階で、運用試験を実施することとし、旭川市が事前に抽出したモデル町内会に対し、試験運用の期間を設けること。また運用試験中の不具合等についても対応すること。

運用試験中に試用者に対してアンケート等で意見聴取を行い、アンケート結果について開発したシステムの実現可否を検討した結果を本市に提出すること。可能であればシステムを改修すること。

(3) サーバ設計・調達

(2)で構築するシステムが正常に稼働するよう、サーバ環境の設計・調達を行うこと。災害発生時等の緊急情報を発信した際にはアクセスが集中することが予想されるとともに、今後の機能追加やアカウント増加に伴うサーバ負荷の増大が考えられるため、将来性を考慮し可用性・冗長性を担保したサーバ設計すること。なお、オンプレミス型又はクラウド型いずれの手法を選択するかは本市と協議し決定することとするが、オンプレミス型とする場合には令和5年度の新庁舎移転に伴うサーバ移設を考慮することとし、クラウド型を選択する場合には、災害に強い安全な場所にあり常時監視されている堅牢なデータセンター（ISMAP 認証済）を利用すること。また、個人情報など重要度によってオフラインバックアップなど同期レベルを検討すること。

(4) 技術的支援、サポート、アドバイス等

構築したシステムについて、本市システム管理者に対し説明及び操作研修を行うこと。また運用期間中において旭川市からの求めに応じて技術的支援、問い合わせ対応等のサポート体制を構築すること。また、旭川市が使用する管理者用マニュアルや、利用者のためのユーザーマニュアルを作成し提供すること。

(5) 宣伝・広報支援

プラットフォームの利用促進のため、住民に対する宣伝・広報について企画するとともに、広報物を製作すること。なお、アナログによる広報（チラシ・ポスター等の印刷物等）及びデジタルによる広報（電子広告等）などから地域住民への周知に適した手法を選択し提案すること。また周知に当たって本市と役割分担（公共施設等における配架・掲示は本市が行うなど）について協議すること。

合わせて、ヒアリング・要件定義・開発のフェーズにおいても宣伝・広報に資する工夫があれば提案すること。

(6) 各種行政サービスの電子申請機能を安全かつ容易に組み込むためのプラットフォーム設計

将来の電子申請アプリケーションの組み込みによって取り扱うこととなる機微情報を含む個人情報を安全に収集・蓄積・利用できるよう、情報セキュリティ対策を講じた設計を行うこと。またプラットフォームの開発受注者とは異なる事業者が将来の電子申請アプリケーションの開発を受託した場合でも、安全かつ容易に電子申請アプリケーションをプラットフォームに組み込めるようAPIなどの接続仕様を明確に定義すること。

合わせて、アプリケーションの組み込みがあっても視認性・操作性の優れた統一感のあるユーザーインターフェースを提供できるよう、アプリケーションユーザーインターフェース設計のガイドラインを策定すること。

なお、以上の情報セキュリティ対策の設計、アプリケーションの接続仕様の定義、アプリケーションユーザーインターフェース設計のガイドラインは、本開発受託業務の範囲で実装することは必須としない。ただし、本開発受託業務で【必須】としている各機能の設計・開発にあたっては、これ

らプラットフォーム設計の一部が適用されている、もしくはプラットフォーム設計との整合性が考慮されているなど、将来的にこれらプラットフォーム設計を包括的に実装する際に妨げとならない工夫が図られていることが望ましい。

## 7 契約期間

契約を締結した日から令和5年3月31日まで

なお、次年度以降の保守運用については別途予算措置の上、改めて契約を結び実施する。

## 8 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとし、提出の時期については別途本市と協議することとする。

### (1) 業務計画書

本仕様書に基づき、業務の目的、実施体制、スケジュール等業務全体の計画。

### (2) 要件定義書

地域情報共有プラットフォームに搭載する機能として、地域住民へのヒアリング等を元に本市と協議の上取りまとめた、本業務で実装すべき機能要件。

### (3) システム設計書

本業務に基づき実施した設計成果を取りまとめたもの。

合わせて、前述の各種行政サービスの電子申請機能を安全かつ容易に組み込むためのプラットフォーム設計について、情報セキュリティ設計、電子申請アプリケーションの接続仕様の定義及びユーザーインターフェース設計のガイドラインを示すこと。

### (4) 運用設計書

システムの運用に関する設計（運用体制・スケジュール・データ管理・バックアップ・障害対応等）を取りまとめたもの。

### (5) 広報物

利用促進に向けた宣伝・広報支援として作成した広報物。

### (6) 管理者マニュアル

主に本市が管理者としてプラットフォームの運用管理を行うためのマニュアル。

### (7) ユーザーマニュアル

利用者である地域住民がプラットフォームを利用するためのマニュアル。

本市へデータにより提出するとともに、動画及びテキスト等の形式により、プラットフォーム上で閲覧できるようにすること。

### (8) 業務完了報告

## 9 プラットフォーム運用要件

### (1) 著作権等の取扱い

本業務の成果品の所有権及び著作権は原則旭川市に帰属するが、本事業において構築したプラットフォームを他の地域で応用し新たなプラットフォームを構築することは妨げない。

なお開発時における著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合には、受託者において必要な権利処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。



(2) 取得データの二次利用

プラットフォーム登録者の利用データを他の事業等に活用できるよう、管理画面から取得データをCSV形式でダウンロードできるなど、取得データの加工を可能とすること。

(3) 個人情報の保護と情報セキュリティの確保等

本業務の履行に際し、関係する法令等を遵守するとともに、情報セキュリティの確保と個人情報の保護を目的として、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、個人情報漏洩対策に関し、十分な措置を講じること。

- プラットフォーム上で取り扱う個人情報は必要最低限とし、その具体的な内容は要件定義において決定するが、例えば次のような情報を想定している。
  - ・ 氏名
  - ・ メールアドレス（本人確認のため使用）
  - ・ 在住地域（5(1)ア※1での地域属性の設定にて使用）
  - ・ 所属する町内会（未加入の場合には該当する地域の町内会）
  - ・ 知りたい情報のジャンル設定（5(1)表中「プッシュ通知機能」説明による）
- 業務上取得した個人情報に関しては、旭川市個人情報保護条例等関係法令を踏まえて、個人情報保護の十分な対策を講じること。また一部業務を再委託する場合には、再委託先の業者にも同様の対応を徹底させること。
- プラットフォームにおいて個人情報を収集する際には、旭川市と協議し作成した利用規約等を提示し同意を得ること。
- 情報セキュリティ対策に関係する法令、旭川市が定める情報セキュリティポリシー及び実施手順等、対策に関する規程等を遵守すること。

10 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、随時、本市と連絡調整を行う。
- (2) 再委託については、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で申請し、本市の書面による承諾を得た場合にのみ許可することとする。
- (3) 地域住民へのヒアリング等調査に当たっては、調査対象者のプライバシー保護に万全を期すこと。
- (4) 契約金額には、本業務の遂行に必要な一切の経費を含む。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、及び本仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、別途本市と受託者が協議して決定することとする。